

意見書

2008年06月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御 中

〒320-8601

とちぎけんうつのみやしちとまち
栃木県宇都宮市本町12-11

かぶしきがいしゃ とちぎほうそう
株式会社 栃木放送

代表取締役社長 みずぬまふみお 水沼富美男

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

2008年06月20日

意見募集に関する当社の意見

株式会社 栃木放送

今回の懇談会による報告書については全体として、地域情報の重要性に配慮し地方ブロック向けデジタルラジオ放送に広帯域を割当てたこと。また、既存ラジオ局のノウハウの活用等を制度化の理念として取り上げていることなど、基本的な点において賛同できる内容となっています。今後とも、放送メディアとしての精神を尊重した上での制度の整備を進めていただきたい。

特に今回の報告書によると当社のようなローカル局が参画できる余地を残しているのは「地方ブロック向け放送」であろうと推測しています。しかし報告書ではまだ、具体的な地方ブロックの大きさや区分の仕方、周波数帯の割り当て方法など、今後の検討事項も多いと考えています。

当社としては今後、これらの「マルチメディア放送サービス」の詳細な検討を進める上において、「地方ブロック向け放送」の制度化の理念としてうたわれている「地域振興」や「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」などについて特に重要視していただきたい。そして、さらに「地域エリアの特性」などを考慮し、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備などとともに「県域向けの放送番組の提供の場などの確保」なども検討していただきたいと考えます。

なお、個々の内容における要望、意見等についての内容要旨は、別紙添付『携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書』（案）に関する意見募集に対する内容要旨」の通りです。

**「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関する
意見募集に対する内容要旨**

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14 頁	表中央、上段	全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。	全国をどのようにブロック分けするかに関しては、それぞれのブロックの地域性および参入希望者の意見を踏まえ、国において定めることが適当と考えます。
14 頁	表の中央、上段および第二段	できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。 「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」	「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスであるが、携帯端末向けのサービスであることを考えると、既存ラジオ事業者が長い間に培ってきたノウハウが生かされる部分も多い。各事業者のもつ、広い意味での報道的バックグラウンドを含め、新サービスであっても、既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが生かされるような、放送メディアとしての制度整備をおこなっていただきたい。
16 頁	最終行～	こうした努力義務に加え、「開始 5 年後に 90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	“広くあまねく”の確保に努めるのはもちろんであるが、膨大な設備投資が必要となる本事業で具体的は数値を示すことにより、その財源が過度にユーザーにフィードバックされるようなことが起これば、放送として好ましくない。地域間の格差が生まれないことを配慮しつつ、事業者間の計画に委ねるべきであります。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
20 頁	28 行～29 行	(注 1)「地方ブロック向け放送」の免許の 5 年後を目安とすることも考えられるが、関係事業者の事業計画や具体的なサービスニーズを勘案し検討することが適当である。	地方ブロック向け放送のネットワーク構築には想定外のことが発生する恐れがあります。したがって、新型コミュニティ放送の実現については当初から年限を設定することなく、地方ブロック向け放送のネットワーク構築の状況なども勘案しつつ検討すべきだと考えます。
24 頁	12 行～13 行	このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。	<p>地方ブロック向け放送の周波数割当方法は、今後の検討に委ねられているが、以下のことを配慮した検討が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック間の電波干渉やブロック内の SFN 干渉への対応などきめ細かい周波数割当が要求されます。 ・分割可能な帯域幅がより狭い方式を採用することにより周波数を無駄なく配置でき、電波の有効利用につながります。 ・技術方式の選択とも密接に関係することから、技術方式の検討と連携して周波数割当を検討すべきと考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
24 頁	15 行目～	こうした場合には、例えば、申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送への割当を止めて・・・	申請が行われない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」への割当を「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが示されているが、このやり方は申請した事業者の事業計画そのものに大きく影響するので、採用すべきでなく、「地方ブロック」ごとに発信されるブロックの情報は、災害時の安心報道等を例にとってみても必須のものであると考えます。申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合にあっても、他のブロック事業者の協力や参入を含め、ブロックサービスがきちんとおこなわれるよう、制度の検討がなされるべきであります。
26 頁	12 行～14 行	この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。	地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」がうたわれていることから、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備を望みます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
30 頁	19 行～21 行	こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。	既設の放送においてはハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきました。そのことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきであります。報告書にある「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置すること」は健全な放送の継続に資するものと考えます。
30 頁	真ん中より下「エ」の項	マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHK が有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。・・・	新しいメディア、新しいコンテンツ・サービスにおいて、NHK の技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であると考えます。民間との協力体制が可能となるような体制を作るべきであり、従って NHK が参入を希望するのであれば、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
31 頁	23 行～28 行	<p>地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当である。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」については、前述のとおり、1の事業者が複数のブロックで参入することを認める場合には、そのような参入形態が可能となるよう措置することが適当である。</p>	<p>既存の放送とは違ったビジネスモデルが予想されることから、緩和の方向とすることに賛成である。さらに、既存放送事業者とその他の参入希望事業者とで不公平とならないよう配慮されることをお願いしたい。</p>
34 頁	(イ)サイマル放送の扱い	<p>サイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p>	<p>アナログ放送の混信、不感対策の面からも、サイマル放送は有効であると同時に、端末の普及にも効果があると思われる。従ってサイマル放送については、事業者の判断を優先させるべきで、制約は設けるべきではないものと考えます。</p>
35 頁	7 行目～	<p>この「無料放送」の部分をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者委ねることが適当と考えられる。・・・</p>	<p>マルチメディア放送においては、有料サービスを含めたさまざまなサービスが可能になるが、あくまでも“放送”であることを前提とするならば、サービスの信頼性ととともに、国民がいつでも手軽にサービスを楽しむことのできる無料放送を確保する仕組みを作る等、事業者もきちんと信頼できる放送サービスを全うできるような制度整備をお願いしたい。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
39 頁	7 行～11 行	端末の普及を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等・・・	受信端末の普及は、事業者にとって必須要件であるが、それゆえに普及の施策は事業者の自主性に委ねるべきであります。もし、その施策を審査項目に加えることがあった場合でも、特定の受信端末の普及のみに偏らないよう、審査基準の中で配慮されるべきであります。
41～ 43 頁	(3) 国内規格の統一の 要否	マルチメディア放送の技術方式の在り方については・・・。	「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに、「全国向け放送」においても、同一の方式を採用することにより受信環境の整備が容易となることが想定できます。受信機コストの低康化、普及促進、豊かなサービス享受といった面からも、共通の技術方式を用いることが望ましいのではないかと考えます。
45 頁	15 行～17 行	マルチメディア放送の国内規格の決定については、今後、総務大臣の諮問に応じて電波利用政策に関する重要事項等を審議する専門の機関である情報通信審議会に検討を委ねることが適当である。	放送の国内規格の検討と並行して、放送ネットワークの構築に必要な STL・TTL 等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討を行うことが必要と考えます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
46 頁	26 行 27 行～	第 6 章 今後のスケジュール ③2009 年中に関係の省令を定める	受信機の開発・製造・発売には、制度整備に加え ARIB 標準規格や運用規程が整備されてから 18 カ月を要するというのが一般的であります。したがって、報告書に示されたスケジュールでは 2011 年 7 月の（試験）放送開始時に受信機が発売されるには時間的猶予が少なすぎると思われます。したがって、情報通信審議会での検討において、技術方式の確定が容易な分野においては暫時答申していくことを考慮すべきであると考えます。 また、免許を受ける事業者が確定する前に運用規定（TR）の検討開始をすることが有効とあるが、その検討主体となる枠組みについては、例えば公益法人であるデジタルラジオ推進協会とするなど明確にしていく必要があると考えます。
47 頁	4 行	また、省令の制定と並行して、電波産業界（ARIB）において標準規格（STD）や運用規定（TR）のとりまとめが早期に行われることが期待される。運用規定については、一般的には免許等を受ける者の確定後に検討が開始されるが、マルチメディア放送の早期の開始のためには、その確定前に検討を開始することが有効である。	

以上